

あつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏つてはならぬ、義務こつゝては、二の

密を漏らしてはならぬ義務について
法律の施行後も、なお従前の例による
(処分等に関する経過措置)

施行する。

(施行期日) 号抄
第一回 二〇〇〇年三月三十日 原作
二〇〇〇年四月一日 公開

第一項 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を経過する日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は

当該各号に定める日から施行する。

九条から第十一条までの規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和五年四月二八日法律第一四〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六日（施行期日）

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から

ら、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法の目次の改正規定、同法第六条第五項の改

正規定、同法第十八条第四項の改正規定、同法第六十九条の改正規定、同条の次に一条を加えらる文三規定、同法第七十七条の文三規定及び同

る改正規定 同法第七十条の改正規定及び同法第七十条の二を同法第七十条の二の二とし、同法第五章中第七十条の次に一条を加える改正規定

（政令への委任） 沿第三章口第十一條の規定に依るが、本件は改訂規定は令和六年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

直 烧向法え法改指から月 西 节ら第 、り月 二 り半及二